

社会福祉法人新座市社会福祉協議会放課後児童保育室嘱託職員就業規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人新座市社会福祉協議会（以下「社協」という。）の放課後児童保育室の嘱託職員の就業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「嘱託職員」とは、社協に委嘱され、常時放課後児童保育室の業務に従事する者をいう。

(労働基準法等の関係)

第3条 嘱託職員の就業に関し、この規則その他の規程に定められていない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号）、社会福祉協議会職員就業規則その他の法令の定めるところによる。

第2章 一般的業務

(職務専念義務)

第4条 嘱託職員は、職務の公共的使命を自覚し、その目的達成のため職務に専念しなければならない。

(誠実の義務)

第5条 嘱託職員は、この規則を遵守し、職務上の命令及び指示に従い公正誠実にその職務を遂行しなければならない。

第3章 委嘱、解嘱等

(委嘱)

第6条 嘱託職員は、会長が委嘱する。

(定年)

第7条 嘱託職員の定年は、年齢60年とする。

2 嘱託職員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の3月31日に退職する。

(提出書類)

第8条 新たに嘱託職員となった者は、辞令の交付を受けた日から5日以内に、次の各号に掲げる書類を会長に提出しなければならない。ただし、会長が特に認めた場合については、その一部を省略することができる。

- (1) 履歴書
- (2) 誓約書
- (3) その他会長が人事管理上必要と認める書類

(解嘱)

第9条 会長は、嘱託職員が次の各号のいずれかに該当するときは、解嘱することができる。

- (1) 勤務成績が著しく不良のとき。
- (2) 心身に著しい障がいがあるため、職務に堪えられないとき。
- (3) 前2号に規定する場合のほか、嘱託職員としての適格性を欠くとき。
- (4) 禁固以上の刑に処せられたとき。
- (5) 事業の休廃止又は縮小その他事業の運営上やむを得ないとき。
- (6) その他社協の業務上やむを得ない理由が生じたとき。

2 会長は、前項の規定により嘱託職員を解嘱しようとするときは、30日前にその旨を予告し、又は労働基準法第12条に規定する平均賃金（以下「平均賃金」という。）の1か月分を支給するものとする。ただし、やむを得ない理由のため事業の継続が不可能となった場合で、行政官庁の認可を受けた者、嘱託職員の責めに帰すべき理由に基づき解嘱する場合で、行政官庁の認定を受けた者についてはこの限りでない。

3 前項の予告の日数は、平均賃金を支払った日数だけ短縮する。

4 会長は、前項の規定に該当する嘱託職員を解嘱しようとするときは、その理由を記載した書面を当該嘱託職員に交付しなければならない。

(希望退職)

第10条 嘱託職員は、自己の都合により退職しようとするときは、その退職しようとする日の1か月前までに退職願を会長に提出しなければならない。

2 嘱託職員は、退職を願い出た後も退職辞令の交付があるまでは、従前どおり勤務しなければならない。

(その他の退職)

第11条 嘱託職員は、次の各号のいずれかに該当するときは、退職したものとする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 定年に達したとき。

(退職手当)

第12条 嘱託職員が、第10条又は第11条の規定により退職したとき、又は第9条(第4号を除く)の規定により解嘱されたときは、退職手当を支給する。

2 嘱託職員に支給する退職手当に関する事項は、社団法人埼玉県社会福祉事業共助会定款を準用する。

3 嘱託職員の退職掛金月額、給料月額に依り社団法人埼玉県社会福祉事業共

助会施行細則第4条の掛金月額の2分の1とする。

第4章 勤務

第1節 勤務時間、休憩時間及び勤務を要しない日等

(勤務時間等)

第13条 嘱託職員の勤務時間は休憩時間を除き1週間あたり36時間とし、その割り振りについては、別に定める。

2 会長は、業務上特に必要があると認めるときには、第1項に規定する勤務時間の範囲内において、始業時刻及び終業時刻を変更することができる。

3 日曜日は、勤務を要しない日とする。

4 嘱託職員は、嘱託職員の休日には特に勤務することを命ぜられない限り正規の勤務時間中においても、勤務することを要しない。嘱託職員の休日は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日（同法に規定する休日を除く。）とする。

5 会長は、業務上特に必要があると認めるときは、第3項、第4項に規定する勤務を要しない日を変更し、勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする4週間前から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする8週間後の日までの期間内にある勤務日を勤務を要しない日に変更することができる。

6 会長は、嘱託職員のうち、1週間について36時間以上勤務するものについては、4週間で指定単位として当該期間につき2回の平日を休務日とすることができる。

7 休憩時間は、1日の勤務時間が、6時間を超える場合において少なくとも45分、8時間を超える場合において少なくとも1時間の休憩時間を、それぞれ勤務時間の途中に置くものとする。

(代務員の派遣)

第14条 会長は、嘱託職員に第13条、第17条、第18条の規定に基づき休務日又は休暇を与えたときは、代務員を派遣するものとする。

(時間外等の勤務)

第15条 会長は、業務上特に必要があると認めるときは、第13条第1項の規定にかかわらず勤務時間外又は勤務を要しない日に勤務することを命ずることができる。

2 前項の規定による勤務は、時間外勤務命令簿をもって命ずるものとする。

3 嘱託職員に第1項の規定により勤務させた場合には、第28条の定めるところにより時間外勤務手当を支給する。

第2節 有給休暇

(休暇の種類)

第16条 休暇の種類は、年次休暇及び特別休暇とし有給とする。

(年次休暇)

第17条 嘱託職員の年次休暇については、社会福祉協議会職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）を準用する。

(特別休暇)

第18条 会長は、嘱託職員が特別の事情のため勤務することができない場合は、職員就業規則を準用し、特別休暇を与えることができる。

(休暇の手続)

第19条 嘱託職員は、年次休暇又は特別休暇を受けようとするときは、あらかじめ休暇願簿によって会長に願い出なければならない。

第3節 出張

(出張)

第20条 嘱託職員の出張については、社会福祉法人社会福祉協議会役員、非常勤職務者及び事務局職員の旅費に関する規程の職位5級以下の者とみなして準用する。

第5章 給与

(給与の種類)

第21条 嘱託職員に支給する給与の種類は、給料及び手当とする。

2 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、手当を除いた額とする。

3 手当は、通勤手当、時間外勤務手当、主任支援員手当、期末手当とする。

(給料月額の設定)

第22条 給料は、別表第1のとおりとする。

(給料の支給)

第23条 給料の計算期間（以下「給与期間」という。）は、月の初日から末日までとし、給料月額の全額を支給する。

2 給料の支給日は、毎月20日とする。ただし、その日が第13条第4項に規定する嘱託職員の休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において最も近い嘱託職員の休日、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。

第24条 新たに嘱託職員となった者には、その日から給料を支給する。

2 嘱託職員が離職したときは、その日までの給料を支給する。

3 嘱託職員が死亡したときは、その月までの給料を支給する。

4 前2項の規定により嘱託職員に支給する給料は、前条第2項の規定にかかわ

らず、支給日前であってもこれを支給することができる。

- 5 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合にあって給与期間の初日から支給するとき以外のとき、又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額はその給与期間の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

(給料の減額)

第25条 嘱託職員が会長の承認を得て年次休暇又は特別休暇により休務した場合若しくは業務上負傷し、又は疾病にかかり欠勤した場合を除き欠勤し、勤務しないときは、その勤務しない1時間につき、次条に規定する勤務1時間当りの給料額を減額して給料を支給する。

- 2 前項の場合において、その勤務しない日が給与期間の全期間にわたるときは、その勤務しない期間の給料月額は、全額これを支給しない。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第26条 勤務1時間当たりの給与額は、前条にあっては給料の月額に12を乗じ、その額を1週間の勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とし、第28条にあっては給料の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから、4月1日から翌年の3月31日までの間における国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(土曜日に当たる日を除く。)及び12月29日から翌年の1月3日までの日(同法に規定する休日及び日曜日又は土曜日に当たる日を除く。)の日数の合計に第13条の規定により定められたその者の勤務時間を6で除して得た時間(社会福祉法人新座市社会福祉協議会職員育児・介護休業等に関する規則第15条第1項に規定する育児短時間勤務職員にあっては同項の規定により定められたその者の勤務時間)を乗じて得たものを減じたもので除して得た額とする。

- 2 前項の規定する勤務1時間当りの給料を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

- 3 給料の減額の基礎となる時間数は、その月の勤務しなかった全時間数によって計算するものとし、この場合において、その時間数に1時間未満の端数が生じたときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てるものとする。

(通勤手当)

第27条 嘱託職員に支給する通勤手当は、社会福祉法人新座市社会福祉協議会職員給与規程を準用する。

(時間外勤務手当)

第28条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して勤務1時間につき第26条に規定する勤務1時間当りの給料額の100の125(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は100分の150)を時間外勤務手当として支給する。

2 正規の勤務時間外に勤務することを命じられ、正規の勤務時間外にした勤務の時間が1か月について60時間を超えた嘱託職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項の規定にかかわらず、勤務1時間につき第26条に規定する勤務1時間あたりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

3 前項の規定により時間外勤務手当を支給すべき嘱託職員に対して、会長が別に定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間(以下「時間外代休時間」という。)として、会長が別に定める期間内にある第13条第1項に規定する勤務日(第13条第4項に規定する休日及び第5項に規定する勤務を要しない日を除く。)に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

4 前項の規定により時間外代休時間を指定された嘱託職員は、当該時間外代休時間には、特に勤務することを命じられる場合を除き、勤務時間においても勤務することを要しない。

5 第3項に規定する時間外代休時間を指定された場合において、当該時間外代休時間に嘱託職員が勤務しなかったときは、第2項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第26条に規定する勤務1時間あたりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から第1項に定める割合を減じた割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給することを要しない。

(主任支援員手当)

第29条 主任支援員手当は、主任支援員の職務にある職員に支給する。

2 主任支援員手当の月額は、5,000円とする。

3 年度の途中で保育室の主任支援員が退職等により一定の間、欠員となる場合に、会長の命を受けて当該保育室の嘱託職員が主任支援員の業務を取り扱った期間について当該嘱託職員へ主任支援員業務取扱手当を支給することができる。

(期末手当)

第30条 期末手当は6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する嘱託職員に対して支給する。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に別表第2に定める割合を乗じて得た額とする。

3 前項の期末手当基礎額は、6月1日及び12月1日において職員が受けるべき給料の月額とし、主任支援員の職にある者は給料及び主任支援員手当の月額の合計額とする。

第6章 安全衛生、災害補償及び懲戒

(安全衛生等)

第31条 嘱託職員の安全衛生、災害補償及び懲戒については、職員就業規則を準用する。

第7章 雑則

(弁償責任)

第32条 嘱託職員が、故意又は重大な過失により社協に損害を与えた場合においては、その損害の全部又は一部を弁償させることがある。

2 前項の弁償額は、理事会において決定するものとする。

(準用)

第33条 この規則に定めのない事項又は疑義ある事項については、社会福祉協議会職員就業規則及び社会福祉協議会職員給与規程に準じて、会長が決定するものとする。

附 則 (平成8年1月26日理事会承認)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、理事会の議決の日から施行し、改正後の社会福祉法人新座市社会福祉協議会放課後児童保育室嘱託職員就業規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、平成8年4月1日から適用する。

(給与の内払)

2 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、理事会の議決の日から施行し、改正後の社会福祉法人新座市社

会福祉協議会放課後児童保育室嘱託職員就業規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成9年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正後の規則の規定を適用する場合には、改正前の社会福祉法人新座市社会福祉協議会放課後児童保育室嘱託職員就業規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、理事会の議決の日から施行し、改正後の社会福祉法人新座市社会福祉協議会放課後児童保育室嘱託職員就業規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成10年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正後の規則の規定を適用する場合には、改正前の社会福祉法人新座市社会福祉協議会放課後児童保育室嘱託職員就業規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、理事会の議決の日から施行し、改正後の社会福祉法人新座市社会福祉協議会放課後児童保育室嘱託職員就業規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成11年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正後の規則の規定を適用する場合には、改正前の社会福祉法人新座市社会福祉協議会放課後児童保育室嘱託職員就業規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則

（施行期日等）

この規則は、理事会の議決の日から施行し、改正後の社会福祉法人新座市社会福祉協議会放課後児童保育室嘱託職員就業規則の規定は、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年2月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年8月21日会長専決）

この規則は、平成19年9月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年3月17日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年9月6日から施行する。

別表第1（第22条関係）

号 給	給与月額（円）
1	164,200
2	167,800
3	171,400
4	175,100
5	178,800
6	183,100
7	188,300
8	192,900
9	197,800
10	201,600
11	205,300
12	208,900
13	212,500
14	216,000
15	219,500
16	223,000
17	226,500
18	230,000
19	233,400
20	236,800
21	240,200
22	243,600
23	247,000
24	250,300
25	253,600
26	256,900
27	260,200
28	263,500
29	266,700
30	269,900
31	273,100
32	276,300
33	279,500
34	282,600
35	285,700
36	288,800
37	291,900
38	295,000
39	298,000
40	301,000

別表第2（第29条関係）

期末手当

- 1 支給額は、次のとおりとする。

6月支給 期末手当基礎額×80/100×期間率
12月支給 期末手当基礎額×130/100×期間率

- 2 期間率は、次のとおりとする。

在 職 期 間	割 合
基準日が6月1日又は12月1日である場合	
6か月	100分の100
5か月以上6か月未満	100分の80
3か月以上5か月未満	100分の60
3か月未満	100分の30